

厚生労働大臣の定める 施設基準届出事項 ②

【特掲診療科】

- 遠隔モニタリング加算(ペースメーカー指導料)
- 二次性骨折予防継続管理料1
- 二次性骨折予防継続管理料2
- 二次性骨折予防継続管理料3
- 夜間休日救急搬送医学管理料の注3に掲げる救急搬送看護体制加算
- 外来腫瘍化学療法診療料2
- がん治療連携指導料
- 薬剤管理指導料
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 医療機器安全管理料1
- 医療機器安全管理料2
- 歯科治療時医学管理料
- 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料
- 在宅患者訪問褥創管理指導料
- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
- 遺伝学的検査
- 検体検査管理加算(Ⅰ)
- 時間内歩行試験
- ヘッドアップティルト試験
- 単線維筋電図
- 脳波検査判断料1
- 神経学的検査
- 口腔細菌定量検査
- 画像診断管理加算1
- CT撮影及びMRI撮影
- 冠動脈CT撮影加算
- 心臓MRI撮影加算
- 外来化学療法加算2
- 無菌製剤処理料

2024年8月1日現在

厚生労働大臣の定める 施設基準届け出事項 ③

【特掲診療科】

- 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- がん患者リハビリテーション料
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- 硬膜外自家血注入
- 歩行運動処置(ロボットスーツによるもの)
- CAD/CAM冠
- 後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)
- 椎間板内酵素注入療法
- 脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む)及び脳刺激装置交換術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- 大動脈バルーンパンピング法(IABP法)
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術(胃瘻造設術)
- 人工肛門・人工膀胱増設術前処置加算
- 麻酔管理料(Ⅰ)
- 保険医療機関間の連携による病理診断
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 看護職員処遇改善評価料44
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 入院ベースアップ評価料78

- 入院時食事療養(Ⅰ)
- 特別の療養環境の提供(特別室)

2024年8月1日現在